

避難行動要支援者支援制度をご存知ですか

図防災対策課 ☎443-2120



避難行動要支援者支援制度とは・・・

災害が発生したとき、自力での避難が難しい高齢者や障害者の方などを「避難行動要支援者名簿(支援制度登録者)」に登録し、避難支援等関係者(消防・警察、民生委員、自治会・町内会、自主防災組織)に対して平常時からその情報を提供することで、災害時の安否確認や避難誘導などに役立てるものです。

登録を希望される方は申請書を提出してください。

●対象者

災害時に、地域や防災関係機関の支援を希望される在宅の方(施設・病院に入所・入院されている方は対象外)。

※支援に必要な個人情報や、平常時から避難支援等関係者へ提供することへの同意が必要です。

以下の①～④の方は、登録を特に推奨しています。

- ①要介護3～5の認定を受けている方
- ②身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方
- ③療育手帳の重度(A)の判定を受けている方
- ④「在宅ひとり暮らし高齢者台帳」に記載されている方

●登録方法

申請書に記入・押印の上、直接、申請書設置・受付場所へ。また、防災対策課(〒930-8510 新桜町7-38)へ郵送することもできます。

※窓口で記入する場合は、印鑑を持参してください。

●申請書設置・受付場所

防災対策課、社会福祉課、長寿福祉課、介護保険課、障害福祉課、各行政サービスセンター地域福祉課、各中核型地区センター、各地区センター

※申請書は、市ホームページ(「避難行動要支援者名簿」で検索)からダウンロードすることもできます。

全国一斉の情報伝達訓練

図防災対策課 ☎443-2181

全国瞬時警報システム(J-ALERT)は、地震・津波や武力攻撃などの非常時に、国から送られてくる緊急情報を自動的に防災行政無線などで放送し、皆さんにお知らせするシステムです。

このJ-ALERTと富山市防災情報Twitterを用いた情報伝達訓練を行います。

- ※特別な行動をとる必要はありません。
- ※災害などの発生により中止することがあります。

訓練実施日 8月29日(水)11:00ごろ

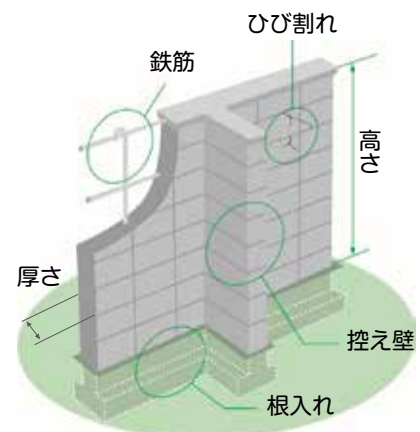
情報伝達手段	内容
防災行政無線(市内230カ所)	無線を使用して、以下のとおり放送します。 「チャイム音」▶▶「これは、テストです。」(3回)▶▶ 「こちらは、防災富山市です。」▶▶「チャイム音」
Twitter	富山市の防災情報 Twitterで「ツイッターアラート」の設定をしている方に対して、訓練通知を配信します。 富山市防災情報 Twitter ▶ @bousai_toyama

ブロック塀を点検しましょう

図建築指導課 ☎443-2107

ブロック塀について、外観から以下の項目を点検し、不適合があれば建築士などの専門家に相談しましょう。

- ①塀の高さは地盤から2.2m以下か
- ②塀の厚さは10cm以上か
(塀の高さが2mを超える場合、15cm以上か)
- ③塀の長さ3.4m以下ごとに、高さの5分の1以上突出した控え壁はあるか
- ④コンクリートの基礎があるか
- ⑤塀に傾きやひび割れはないか



専門家に相談しましょう

外観からは点検できない項目は、専門家に相談してください。
・塀の中に鉄筋が入っているか ・基礎の根入れの深さは十分か

介護予防・日常生活支援総合事業についてのお知らせ

市では、高齢者の社会参加を促進して要支援状態となることを予防するとともに、多様なサービスを通して要支援者等に効果的かつ効率的な支援を行うため、介護予防・日常生活支援総合事業を実施しています。

総合事業の一環でパワーリハビリテーション教室を開催するなど、高齢者の生活の質の向上につながる取り組みも行っています。

岡長寿福祉課 ☎443-2061

パワーリハビリテーション教室の参加者を募集します

パワーリハビリテーション教室では、軽い負荷でのマシントレーニングなどを行います。普段使っていない筋肉を刺激し、日常生活を快適に過ごせる体を目指しませんか。

対象／市内在住の65歳以上で、要介護認定を受けていない方
※①のみ、市内在住の65歳未満で、パーキンソン病や脳卒中などによる生活機能の低下が認められる方も対象となります。

定員／各12人(③のみ8人)

料金／6,486円(全24回、保険料含む)

申込方法／9月5日(水)までに、電話または直接、長寿福祉課(市役所1階)へ。

※応募多数の場合、新規応募者を優先して抽選となります。

※会場の都合により日程が変更になる場合があります。

対象	会場	日時
①	西保健福祉センター(婦中町羽根)	9月20日～12月20日の(月) 14:00～16:00
②	八尾健康福祉総合センター(八尾町福島)	9月10日～12月13日の(月) 14:00～16:00
③	障害者福祉プラザ(蜷川)	9月12日～12月5日の(火) 9:30～11:30
④	慈光園(西番)	9月18日～12月11日の(火) 14:00～16:00
⑤	細入総合福祉センター(榆原)	9月20日～12月17日の(月) 9:30～11:30
⑥	山田公民館(山田湯)	9月25日～12月18日の(火) 9:30～11:30

要支援者や事業対象者向けの委託事業所による教室も、市内各地域で開催しています。詳細は、お近くの地域包括支援センターにお問い合わせください。

基準緩和型訪問・通所サービスモデル事業を実施します

10月から下記の区域(モデル地区)で、身体介護を含まない新たな訪問・通所サービスを受けられるようになります。モデル事業として試験的に実施した後、将来的には市全域での事業展開を検討しています。

	内容	サービス提供区域
基準緩和型訪問サービス	利用者の居宅を訪問し、掃除やゴミ出し、衣類の洗濯・補修などの生活援助により、日常生活の自立を支援します。	●堀川・光陽地区 ●豊田地区 ●藤ノ木・山室中部地区 ●呉羽地区
基準緩和型通所サービス	生活機能の向上を目的とした機能訓練のほか、レクリエーションなど、高齢者の閉じこもり予防や自立支援を行います。	●柳町・清水町地区 ●奥田北地区 ●岩瀬・萩浦地区 ●婦中東地区

対象／サービス提供区域または隣接する周辺地区にお住まいの方で、①・②のいずれかに該当する方

①身体介護を必要としない要支援者(要支援1・2)

②事業対象者のうち、サービスの利用が適当だと認められた方

※事業対象者とは、生活機能を確認する質問票「基本チェックリスト」において国が定める基準に該当した方のことです。

事業に関する詳細は、長寿福祉課またはお近くの地域包括支援センターにお問い合わせください。